

◎岩手県県税条例等の一部を改正する条例（条例第53号）

1 岩手県県税条例の一部改正

(1) 事業税

ア 法人の事業税の付加価値割及び資本割の税率を引き上げ、並びに所得割の税率を引き下げることにした。（第45条関係）

イ 地方法人特別税の税率の引上げに伴い、法人の事業税の税率を引き下げることにした。（附則第20条の2の5関係）

(2) 不動産取得税

次に掲げる特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することにした。（附則第20条の3、附則第22条関係）

ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅の新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置

イ 新築住宅に係る税率の減額措置を受けるために必要な土地取得から住宅の新築までの経過年数の要件を緩和する特例措置

ウ 認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の控除額を上乗せする特例措置

(3) 自動車取得税

ア バス及びトラックに係る税率の軽減措置の範囲を拡大することにした。（附則第24条の2関係）

イ 警戒区域設定指示区域内の自動車に代わるものとして取得された自動車に係る自動車取得税の納税義務の免除の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することにした。（附則第24条の2の4関係）

(4) 自動車税

警戒区域設定指示区域内の自動車に代わるものとして取得された自動車に係る自動車税の納税義務の免除の特例措置の適用期限を平成28年度まで延長することにした。（附則第25条の2関係）

(5) その他所要の整備をすることにした。（附則第10条の4、附則第22条、附則第24条の2、附則第24条の2の3、附則第25条関係）

2 岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることにした。（第45条、附則第20条の2の5関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、平成28年4月1日から施行することにした。ただし、2は、公布の日から施行することにした。（附則第1条関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条～第5条関係）